

## 2005年度熊取町予算編成にあたっての要望書

熊取町長 上垣 正純 殿

2004年11月11日  
日本共産党熊取町会議員団  
坂上 巳生男  
江川 慶子

貴職の日頃のご精励に心から敬意を表します。

今、地方自治体は、本格的な景気回復のみられない中、政府が合併推進と一体で進めている三位一体の改革によって、かつてない厳しい環境におかれています。三位一体改革については、地方六団体の「改革案」にもあるように、地方交付税の財源保障・財政調整機能は是非とも堅持すべきものであり、税源移譲におきかえられるものではありません。

熊取町においても、4年連続の町税収入のおちこみに加えて国・府の補助金、地方交付税の削減が町政運営の大きな負担となっています。自立した町づくりを選択している本町において、国・府に対し要求すべき点は毅然と要求しつつ、一方で与えられた条件の中で、住民のくらしと福祉の向上を第一とする町政が求められています。

また、非常事態宣言の出されたイラクへの自衛隊派遣の継続、憲法9条改悪の動きが強まっている中、熊取町として、自衛隊の即時撤退、憲法9条守れの声をあげるべきではないでしょうか。災害救助の自衛隊は歓迎されても、米軍の戦争に加担する自衛隊は日本人の安全をおびやかすだけです。

近隣三市二町の合併論議は、住民投票によって白紙となりました。広域連携によって協力・相互分担を模索しつつ、住民参加型の個性ある町づくりを推進していくことが本町の役目と思われれます。「ひとと自然にやさしい」「住民こそ主人公」の町づくりめざして鋭意努力されることを願い、2005年度熊取町予算編成にあたって以下のことを要望いたします。

## (一) 地方財政の拡充を求め、民主的な町政運営と 平和に役立つ町政をすすめる

- 1) 憲法の民主的・平和的条項と地方自治法の目的・任務を厳守し、「地方分権」を本来の趣旨にそって、住民のくらしに活かす立場を貫く。
- 2) 地方交付税の削減に反対し、地方交付税の財源保障、財政調整機能を堅持するよう国に求める。
- 3) 町債の一括償還・低利債への借り換えを、国・府・関係機関と強く交渉して実現に努める。
- 4) 住民本位で自主的・民主的・効率的な行財政改革をすすめる。民間委託化、嘱託員化にあたっては、公的責任の堅持 住民サービスの維持向上 労働条件の保障を守るべき基準として、慎重に検討すること。
- 5) 各種審議会・委員会の委員公募を広げるとともに、女性の登用をいっそうすすめる。会議、及び会議録は公開とする。
- 6) 女性の自立と地位向上・社会参加を保障するために男女平等条例を制定する。男女共同参画プランを具体化し、子育て支援の充実、講座開催による啓発活動など、積極的施策を行う。
- 7) 住民や自主的・民主的な住民諸団体との意見交換を緊密にし、積極的、建設的な意見を「ひとと自然にやさしい」まちづくりに反映させる。
- 8) 「核兵器の廃絶と軍縮を願う平和都市宣言」を生かして、町独自の「平和の日」の制定や、戦争展・戦争史跡見学などの行事を拡充し、非核・平和運動などへの助成をつよめる。憲法九条改悪を許さず、自治体・住民も動員する戦争準備の有事法制の発動に反対する。
- 9) 「人権条例」を廃止し、人権啓発や人権教育に名を借りた心の管理強化をやめる。大阪府人権協会など、役割の不明瞭な団体への支出を取りやめる。
- 10) 住民サービス充実のため、恒常的な職務は正職員を基本とする。臨時職員を採用する際には、経験を生かした継続雇用が可能となるよう配慮する。臨時職員の有給休暇の保障など、待遇改善に努める。女性職員の勤務条件については、機械的な男女平等に陥らないよう、母性保護の観点から十分な配慮をする。職員の勤務評定制度は導入しない。
- 11) 交際費、食糧費、報償費などを厳しく点検し冗費・浪費をなくす。常勤特別職職員の退職手当については、一般職員に準ずることを原則とする。
- 12) 工事・物品など入札については、住民の疑惑を招かぬよう厳正に行う。入札方法については、公正な競争原理が働くよう一般競争入札を原則とし、指名競争入札を採用する際には、指名の枠を広げるなど、談合を排除するための改善策を講じる。

## (二) 福祉・医療を充実し、住民のいのちとくらしを守る

- 1) 年金の国庫負担 2 分の 1 への引き上げ、社会保障の充実を国に求める。
- 2) 生活保護基準の級地の引き上げを国に求める。
- 3) 府に「緊急小口資金」の貸し付け限度額の引き上げを求め、町の「生活援護資金」についても貸し付け限度額の引き上げ、申請手続きの簡素化を進める。固定資産税などの公租公課に負担能力のない住民に対して町独自の減免・減額措置を行う。消費者相談、法律相談の充実をはかる。
- 4) 医療費公費助成制度の自己負担金撤廃を府に求める。
- 5) 老人医療窓口負担軽減のため、高額医療費受領委任払い制度を適用する。
- 6) 国民健康保険料の値上げを行わない。一般会計からの繰り入れを増額し、国に対して国庫補助 4 5 % の復活、長期療養患者の特別交付金の引き上げ求め、府に国保会計への補助の引き上げを要求する。町独自の国保料減免要綱を住民に周知するとともに、その内容をいっそう実効性のあるものに改める。加入者の納付相談を丁寧に行い、資格証明書は発行しない。
- 7) 水道・下水道料金など町の公共料金の値上げをせず、低所得世帯や福祉施設等への福祉減免制度を導入する。
- 8) 介護保険は、誰もが安心して公的介護が受けられる、を前提に国と町の責任で必要な介護サービスを整備する。保険料・利用料の制度改善を国に求め、町独自の減免制度をつくる。国の補助率・単価の引き上げを求める。高額介護サービス費受領委任払い制度を在宅利用者にも拡大する。認定は、審査会の公正性を確保し、生活実態を反映した認定基準で判断する。聞き取り調査など、利用者の実態把握に努める。
- 9) 町の「老人保健福祉計画」の内容をいっそう充実させ、介護予防の施策を推進し、サービスの質と量の確保に努めて自治体としての公的責任を果たす。そのための財源保障を国に求める。地域福祉活動を行う民間非営利団体への支援を強める。高齢者向け住宅改修助成制度を創設する。
- 10) 「熊取ふれあいセンター」が、名実ともに町の保健・福祉・医療サービスの中核施設となるよう、必要な職員の配置、事務室の拡張等機能の充実に努める。
- 11) 「障害者基本計画」を障害者の実態や制度改革等、実情にあわせて見直し、障害者施設の法人化にあたっては、その運営が円滑に行われるよう支援を強める。障害者(児)に対する町独自の給付金を増額し、公共施設・交通施設などのバリアフリー化をすすめる。

支援費支給制度については、わかりやすいパンフレットを作成するなど情報提供に努め、職員配置・相談体制を整える。希望に応じたサービス供給がなされるよう、施設整備を促進する。

- 1 2 ) 町の社会福祉協議会が地域福祉を推進する核としてその機能を十分に発揮できるよう、町が責任をもってその体制の拡充・補助の増額などをすすめる。シルバー人材センターが法人として運営が円滑にすすむよう、人的・財政的支援を強める。
- 1 3 ) 通院を含めた就学前までの乳幼児医療の無料化の実施を国・府に求め、町の独自制度の拡充をはかる。
- 1 4 ) 保育事業は、0 歳 1 歳児保育・障害児保育の拡充、土曜日の一泊保育、平日の保育時間の延長、正職保育士の比率を高め、臨時保育士も含めて保育内容の改善に努力し、研修をつよめる。
- 1 5 ) 町立保育所の、効率優先の安易な統廃合・民営化はしない。
- 1 6 ) 民間保育所の保育条件が十分に保障されるよう、町として必要な援助を行う。
- 1 7 ) 学童保育事業は、「NPO 熊取子どもとおとなのネットワーク」との合意事項や協議を尊重し、助成を強める。学童保育所の大規模問題への対応にあたっては、児童の安全、いきいきとした放課後が保証されるよう、増改築も含めた、積極的な姿勢で解決をはかる。
- 1 8 ) 「町営葬儀」は、町内各団体の協力を得て、その利用を広く住民に呼びかける。委託業者には、条例厳守を指導し、委託内容についても住民の意見をよく聞き検討・改善する。

### (三) 緑豊かで、安全・便利・快適なまちづくりを

- 1 ) 町の公共施設や公益施設の耐震性の点検と必要な補強を行い、消防力の一層の強化、防災拠点の整備を進めるなど、地震、火災、水害、放射線災害など災害に強いまちづくりを進める。救急救命士の増員をはかる。
- 2 ) 東海村 JCO ウラン臨界事故を教訓として、町内 4 カ所の核物質取り扱い施設による事故の危険から住民の安全確保のための体制を整える。 オフサイトセンター維持管理のための財政措置や、道路整備の促進など、国に原子力防災のための財源保障の強化をもとめる。 熊取町は、四施設に対して、安全対策の取り組み状況について定期的な報告を求めると共に、必要に応じて立ち入り調査を行う。 町職員の安全教育及び住民への科学的知識の啓発など、国と共に実施する。 住民参加の安全監視体制、住民によくわかる情報公開を行う。
- 3 ) 乱開発から住環境を守るため、ガケ地、急傾斜地の開発・建築の禁止、緩衝緑地設置の義務づけ、十分な駐車場の確保、開発途中の防災・安全対策など、開発指導要綱の規制を強化し、厳正な適用と開発指導の体制をつよめる。無秩序な住宅開発を抑制、

公園や緑地・歩道を計画的に配置する。

- 4) まちづくりや開発事業については、過去の開発事業での教訓・問題点を生かして対処するとともに、「都市計画審議会」への住民参加をすすめる。町は、「開発者負担の原則」を厳しく適用する。
- 5) 道路計画は、子どもから高齢者まで安心して歩ける道を増設することを第一目標とする。歩道の段差解消、障害物撤去をすすめる。歩行者・自転車の安全を優先した交差点改良をすすめる。住宅地内の大型車通り抜けを禁止する。
- 6) 国・府に対して、岸和田南海線の事業促進、外環状線の全線4車線化、国道170号線の拡幅を強く要望する。町道美熊台南山の手台線の計画を促進する。町内の生活道路の整備・舗装・歩車道分離・信号設置など交通安全施設の拡充、交通規制など、安全第一の道路交通対策をすすめる。
- 7) ゴミの分別収集、リサイクルを一層強化し、ダイオキシン発生源となる塩化ビニール類を燃やさない。産業廃棄物の不法投棄に対する監視・指導を強める。
- 8) 公害企業の進出を認めず、公害は発生源で規制する。外環状線、紺屋、大久保地区の騒音・排ガス測定を行うなど監視・測定体制を強める。中小企業の公害防止のため、資金・技術・移転などの援助を行う。公共建造物にソーラー発電機の設置をすすめ、個人設置に町独自の援助を行う。
- 9) 住吉川の臭気・汚染対策を強め、大阪府に河川管理者として対策を求める。事業所排水に対する指導を強化し、町としても必要な援助を行う。
- 10) ため池、河川、用排水路の整備、公共下水道事業を促進する。流域下水道、公共下水道に対する国庫補助率の回復・引き上げ・補助対象の拡大などを求める。側壁崩壊・危険部分の多い見出川の改修を促進する。
- 11) 町独自の「環境基本条例」を制定し、自然環境・生活環境の保全に関する行政・事業者・町民の責務を定める。
- 12) 歴史文化ゾーンの整備にあたっては、住民の意向を十分に尊重する。地域交流センター周辺の整備と併せて住吉川の浄化・整備をすすめ、JR熊取駅と歴史文化ゾーンを結ぶ緑道（遊歩道）を設置する。
- 13) 町営住宅の建替えにあたっては、居住者の意向を尊重しつつ、まちづくりに配慮した計画をすすめる。
- 14) 関西国際空港の軍事利用は許さず、二期工事の中止を国、府に求める。

#### (四) ゆきとどいた教育をすすめ、文化・スポーツの振興をはかる

- 1) 教師による暴力・体罰をなくし、「児童生徒こそ学校の主人公」を共通の認識に、児童生徒の人格の尊重を貫く。不登校・いじめ・学校内外での暴力・非行の根絶へ全教師、教育関係者が一体となって対処し、教師の増員、加配継続を府に求める。保護者、地域との交流をいっそう深め、協力共同の体制をつよめる。
- 2) 「日の丸」「君が代」のおしつけや、部落解放同盟の学校教育への介入など一切の圧力を許さず、憲法・教育基本法にそった教育の自主性を守る。教育基本法の改悪に反対する。
- 3) 教育予算を増やし、30人学級の実施を早期に実施する。耐震診断を先行させ、改修等学校施設の整備をすすめる。また、教材費・需用費を拡充し、クラブ活動費など父母負担の軽減をはかる。
- 4) 中学校給食民間委託については、安全性と契約内容が守られているかを厳しく点検する。守られない場合は、直営に戻すことも含めて再検討する。小学校は直営を維持する。
- 5) 子ども達の安全な環境を確保出来るよう、通学路や生活範囲での危険箇所の点検と対策をはかること。
- 6) 必要なすべての小中学校に養護学級を置き、教師の増員・介助員の継続雇用など体制をいっそう整えて、すべての障害児に教育を保障することに努める。LD、ADHD等、軽度発達障害に関する研修の機会を、すべての教師に保障する。
- 7) 社会・教育環境の激動のもと、児童生徒と父母の実情をよくつかみ、カウンセラーの増員と教育相談体制の充実で、教師・父母・子どもたちの悩みに応える。
- 8) 教育扶助制度を父母に知らせ、その適用範囲を拡大するとともに、熊取町独自の私学助成制度をつくる。
- 9) 学校図書館司書の勤務条件を改善し、図書費の増額で学校図書館の充実をはかる。
- 10) 老人憩いの家は、地域住民の文化活動など各年代の要望に応える多用途で利用のしやすい、施設・運営に改善する。町としての管理を継続し、老朽化した施設を順次改修する。
- 11) 文化・スポーツ団体への助成を強め、いきいきと活動でき交流できる場を配慮し援助すること。補助金は、活動内容や事業内容をみてきめる。

## (五) 地元商工業・農業を守り発展させる

- 1) 国・府に対し、地域産業と中小零細企業の救済と振興・雇用の創出などに実効性のある不況対策を求める。町としての緊急雇用対策を具体化する。
- 2) 町の商工業振興について、関係団体、業者と協議してすすめるとともに、「熊取町産業振興ビジョン」の具体化へ職員の配置、商工業調査、町づくり計画との調整など推進へ努力する。
- 3) 町内商工業者の経営相談に積極的に対応し、熊取町商工会等と連携してその解決に努める。金融機関に対し、貸し渋り・貸しはがしをしないよう申し入れを行う。
- 4) 町が行う小規模事業や施設の修復は、町内零細企業・一人親方に優先して発注する。分割発注・受注団体への組織化援助など、町の事業・物品購入の地元業者優先をさらに進める。国と府に対しても町内で行う事業については地元業者に発注するよう求める。
- 5) 町の発注する事業については、前渡し金制度、工事費の出来高払いの制度をきめこまかく実施し、下請け業者に対して価格・支払い条件など適切な契約がなされるよう指導を強める。
- 6) 熊取町のコメ作りを対象にしない政府の「コメ政策改革」をやめ、食糧自給率引き上げを国に求める。輸入野菜の急増による、生産者価格の暴落に対しセーフガードの発動を国に求める。
- 7) 国・府に対し、農産物価格安定対策事業の継続・強化を求める。
- 8) 遺伝子組み換え作物を利用した食品全ての表示の義務づけ、食品の安全基準の大幅緩和を義務づけた WTO 協定の改正を国に求める。
- 9) 農業用水路・農道・ため池の整備、灌漑水の確保など営農環境の整備をすすめる。牛肉の輸入自由化に歯止めをかけ、畜産の悪臭防止、し尿処理策をはじめ、農業畜産業の経営条件の整備に指導援助を強める。
- 10) 農業収益や小作料を上回る不当な固定資産税の評価と課税をやめ、生産緑地制度の早期実施をはかり、農と緑のあるまちづくりをすすめる。農地に対する相続税納税猶予制度の継続強化を国に求める。
- 11) 新鮮で安全な学校・保育所給食を実現するため、地元で採れるコメや野菜の生産と供給体制について、関係農業団体と協議して具体化する。町が主催する農畜産物の産地直売・朝市の定期化などで、熊取の条件を生かした都市近郊農業の振興を図る。